

○環境省令第十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十八日

環境大臣 小泉進次郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業に属する特定事業場にあつては、<u>七年間</u>）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業に属する特定事業場にあつては、<u>五年間</u>）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この省令は、令和元年十二月一日から施行する。